

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成 27 年 7 月 7 日)

開催日及び場所		平成 27 年 6 月 3 日(水曜日) 4 階 第2 会議室			
委員		高島 剛一 (弁護士) 岡田 行雄 (熊本大学法学部教授) 土田 華寿磨 (公認会計士)			
審議対象期間		平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日			
審議対象案件		148 件 うち、1者応札案件 29 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件			
抽出案件		16 件 うち、1者応札案件 5 件 (抽出率 11 %) (抽出率 17 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 0 %)			
抽出 案件 内 訳	工 事	一般競争		5 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指 名 競 争	公募型指名競争		0 件
			工事希望型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随意契約		0 件	
	業 務	一般競争		1 件 うち、1者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指 名 競 争	公募型競争		0 件
			簡易公募型競争		0 件
			その他の指名競争		0 件
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		0 件
			簡易公募型プロポーザル		0 件
			標準型プロポーザル		0 件
			その他の随意契約		0 件
	物 品 ・ 役 務 等	一般競争		7 件 うち、1者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争		0 件	
		随意契約(企画競争・公募)		1 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約(その他)		2 件 うち、1者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)				

各委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>① 治山事業（本数調整伐）の請負契約で事業期間内に事業を完了できないとして契約解除となった事業箇所については、その後、全区域事業を完了したのか。 また、前渡金等はなかったのか。</p> <p>② 上記に関連して、違約金以外は、発注者側に損害が生じることはないという判断で良いか。また、違約金を期限までに納入しなかったとあるが、現時点で納入されたのか。</p> <p>③ 指名停止措置要件の「不正又は不誠実な行為」の中に指名停止要件としているが、労働確保の不手際も含まれるのか。それとも違約金を期限内に納入しなかったことについて「不誠実な行為」としているのか。</p> <p>④ 事業を請け負っておきながら、労働確保ができないとして事業を完了せずに杜撰なことをしたことが「不誠実な行為」とするならば、例えば違約金を期限内に納入したとしても指名停止は免れないという理解で良いか。</p> <p>⑤ 請負業者自らが現場で作業するとは限らないと思うが、事業計画書等で、下請発注となっていた場合はどのような対応するのか。</p> <p>⑥ 林業従事者が減少している中でも、事業の発注が多数行われているが、入札等を行う際に、請負業者が契約を履行できる能力があるかどうかのチェックする項目等はあるのか。</p> <p>⑦ 当該の請負事業については、事業計画書を提出しているのにもかかわらず、計画どおりに事業実行できなかったことで、労働確保の不手際としているのか。</p> <p>⑧ 林道新設工事の入札で、低入札価格者がヒアリングを辞退したため、二番札の者が落札とあるが、低入札価格者にヒアリングすることは義務づけられているのか。 また、予定価格より何割程度の低入札価格であった場合、ヒアリングをするのか</p>	<p>① 本数調整伐の場合、一部不実行の箇所があったとしても事業全体に影響するものではない。不実行箇所については、次回新たに区画して発注することができる。 この事業の契約については、前渡金は発生しない。</p> <p>② 違約金以外の損害はないと判断されて良い。違約金は延滞金と併せて納入されている。</p> <p>③ 労働確保の不手際は理由は無い。事業を完了しなかったこと及び違約金を納入期限までに納めなかったことが「不正又は不誠実な行為」とする要件であり、2つの要件が重なったことから4ヶ月の指名停止になったと考える。</p> <p>④ そのとおりである。違約金を納入期限までに納めていれば、指名停止期間については短縮できたものと考えている。</p> <p>⑤ 発注者の許可を得ずに下請発注をしてはならないことになっている。譲渡の提示等があれば可能としているが、当該業者についてはそのような申し出はなかった。また、従業員の多くは経験の浅い者であったため、事業期間内に完了できない結果になったと考える。</p> <p>⑥ 当該の請負事業については、チェーンソーの講習等を受けているかのチェックをしている。 請負業者から作業者の資格や責任者の経歴等を記載した事業計画書を正式な文書として提出してもらい、当局の監督員がその内容を審査することとなっている。経験不足や問題がありそうな部分があると判断した場合は、請負業者に対して指摘、指導することとしている。</p> <p>⑦ 不手際ということに含まれる。</p> <p>⑧ 品質の保持を図るため、調査基準価格以下の入札額でも間違いなく契約を履行できるか判断するためにヒアリングすることとしている。 工事に係る入札では、入札金額が調査基準価格以下であった場合にヒアリングを実施している。 当該の入札に関しては、低入札価格者にヒアリングを実施しようとしたが、ヒアリング自体を拒否したために二番札の業者が落札となった。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>⑨ ヒアリングを辞退した業者については、次回以降の入札には参加できるのか。</p> <p>⑩ 不落・不調随契について説明願いたい。また、随意契約するのは入札があったその日に契約するのか。</p> <p>⑪ 複数回入札しても落札とならないときは、業者間で話し合って不落随契に持ち込むということはあるのか。</p> <p>⑫ 前の入札等監視委員会の中で、随意契約もなかなか成立しないような物件については、業者がより応札しやすいよう事業区域を分割するなど規模を縮小して次回以降入札にかけるといった回答であったかと思うが、そのような理解で良いか。</p> <p>⑬ 複数年にわたっての入札は出来ないという理解であるが良いか。</p> <p>⑭ 保育間伐（活用型）の物件で、予定価格が2千万円と高額であるにも関わらず、不落・不調随契となっているということは、業者にとってこの事業は、手間が掛かり割の合わない事業であるということか。</p> <p>⑮ 一般競争入札で建設機械借上とあるが、これは建設機械のリース契約と考えるが、建設機械を購入することはないのか。</p> <p>⑯ 現在では建設機械を所有せずにリース契約としているのは、必要なときに借りた方が経済的という判断をしているということか。</p> <p>⑰ 種々の建設機械をオペレーター付きで借り上げるということだが、建設機械毎の内訳については予定価格を決定する段階で内訳を作成し、入札公告時にそれを示しているということか。</p> <p>⑱ 普通自動車はリースで借りることはできるのか。</p>	<p>⑨ 当該入札だけのことであるため、次回以降の入札には参加できる。</p> <p>⑩ 原則2回は入札を実施し、それでも不落であった場合は、入札が不調であったとして随意契約出来ることになっている。 随意契約する時期については、入札があったその日に即契約する場合もあり、代理人が入札に参加しているとき等は、代表者の確認をとって後日契約する場合もある。</p> <p>⑪ 話し合いで価格を決定するものではない。低価格入札者に見積書を提示してもらい、その見積額が予定価格を下回れば契約はできる。予定価格を下回るまで何度も業者に見積書を提示してもらおうが、業者側が見積額を下げる事が出来ないと申し出られた場合は随意契約も不成立となる。</p> <p>⑫ そのような理解で良い。実際に応札者が全くなかった入札物件が、区域を2分割にしたところ、応札があり落札となったものがある。</p> <p>⑬ そのとおりである。</p> <p>⑭ 地理的条件が大きく関わってくる事業であり、当該事業箇所は奥地であるため作業しづらく経費が多く掛かる等の落札しにくい要因がある。</p> <p>⑮ 以前は当局においても重機等を所有していた時期もあったが、現在ではリースで対応している。</p> <p>⑯ この建設機械借上の契約はオペレーター付きで借りるので、リースが経済的であると判断している。</p> <p>⑰ そのとおりである。</p> <p>⑱ 当局では、移動用として、事業実行では、林道を走行することが多く悪路の場合もあるので、最低限の官用車を所有している。官用車を使用する時期が重なり、官用車が足りない時には普通自動車をレンタルで対応している。</p>

各委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答 等
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	なし
	⑱ 今回の委員会の審議対象期間は前年度第4四半期の契約分についてだか、物品等の購入に当たっては、今年度の予算額は使い切らなければならないというようなことがあるのか。	⑱ 今年度の予算額を次年度に反映させるため、今年度の予算を使い切ることも一つの考えであるとしていた時代もあったと考えるが、現在ではそのようなことはない。不用額として国に返納している。国に返したとしても次年度の予算額が左右されることはない。

事務局：九州森林管理局企画調整課